平成２１年（フ）第２０５号
千葉県山武郡大網白里町大網2780番地の２
破産者　杉田　穎紀
１　決定年月日　平成22年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２０６号
千葉県山武郡大網白里町大網290番地１
破産者　杉田和嘉子
１　決定年月日　平成22年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２７号
千葉県山武市松尾町松尾135番地４
破産者　須賀澤一憲
１　決定年月日　平成22年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第９０号
千葉県山武市和田558番地１　市営住宅１－４号
破産者　永谷　義信
１　決定年月日　平成22年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第９６号
千葉県銚子市愛宕町1280番地の27
破産者　田中喜美子
１　決定年月日　平成22年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第５７７号
東京都町田市成瀬２丁目26番地32
破産者　中川　要治
１　決定年月日　平成22年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９５２号
横浜市都筑区川和町1545番地２
破産者　田丸　秀明
１　決定年月日　平成22年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５０３号
神奈川県茅ヶ崎市今宿492番地６
破産者　小島　政輝
１　決定年月日　平成22年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８０号
金沢市糸田１丁目181番地
破産者　司辻　照子
１　決定年月日　平成22年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２８８号
石川県白山市漆島町64番地
破産者　得田登美子
１　決定年月日　平成22年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４１１号
金沢市入江１丁目616番地８
破産者　塩谷　吉夫
１　決定年月日　平成22年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１４１号
岐阜県揖斐郡池田町萩原108番地の１
破産者　石原　進二
１　決定年月日　平成22年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第４０１号
静岡県浜松市北区細江町気賀7767番地の２
破産者　内山　達也
１　決定年月日　平成22年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４８４号
静岡県浜松市東区有玉北町121番地の１
破産者　中村　好宏
１　決定年月日　平成22年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４９３号
静岡県伊豆の国市南條859番地の２
破産者　高野　利夫
１　決定年月日　平成22年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３３５号
奈良市北市町９番地の３　メゾン・メルベーユ202号
破産者　久保田貴洋
１　決定年月日　平成22年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３０４号
愛媛県松山市下伊台町526番地56
破産者　深井　道男
１　決定年月日　平成22年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１３５号
福岡県大牟田市大字勝立40番地31
破産者　塩塚　義広
１　決定年月日　平成22年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１１１号
長崎県佐世保市相生町２番29号
破産者　株式会社エーエムアイ
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第７２３５号
大阪市福島区玉川４丁目９番18号
破産者　株式会社丸共
１　決定年月日　平成22年12月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部